

ガス小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価について ～STEP 3 以降の基準～

第 3 6 回 料金制度専門会合
事務局提出資料
2 0 2 3 年 2 月 2 4 日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

料金変更認可申請命令に係る審査基準（１）

- ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。
- これまでは、当該基準の「STEP1に該当し、かつ、STEP2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の要否を検討」との記載に留めていたところ、昨年度、電気小売経過措置料金に係る事後評価において、これまでの整理に沿って、その後の基準も記載することとした。
- このため、ガス小売経過措置料金の事後評価についても、次年度の事後評価に向けて、電気小売経過措置料金と同様の整理とし、その後の基準を記載することとする。

料金変更認可申請命令に係る審査基準（２）

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に基づく基準のSTEP 1 及びSTEP 2 は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP 1
ガス事業利益率に
よる基準

- ①個社の規制部門のガス事業利益率の直近3カ年度平均値及び②旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の過去10カ年度平均値を確認
⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

STEP 2
超過利潤累積額
又は自由化部門の
収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額）及び⑤自由化部門の収支を確認
⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、
又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

【STEP1～5 関連】

- 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

料金変更認可申請命令に係る審査基準（３）

- STEP 3 以降の基準は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP 3 行政による評価

- 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認
⇒ 必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ

【STEP3関連】

- ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等を評価）を併せて行政が評価

STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施

- 必要に応じて、ガス事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施
⇒ 事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ

【STEP4関連】

- ・ 事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める

STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動

- STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第18条第1項の要件に該当するか確認
⇒ 当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動

【STEP5関連】

特定旧法第18条第1項の要件

- ・ 料金が社会的経済的事情の変動により著しく不当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき